

令和5年度保育施設利用調整基準表

新・変・転  
月

児童名

区分	父の状況		母の状況				
	基本指数	加算指数	基本指数	加算指数			
就労・採用予定	160h以上	26		26			
	140~160h未満	24		24			
	120~140h未満	22		22			
	100~120h未満	20		20			
	80~100h未満	18		18			
	64~80h未満	17		17			
	採用予定(生計中心者・保母士等優先利用希望者を除く)	15		15			
内職	16	16					
求職中・起業準備	10	倒産・解雇 5 生計中心者 3	10	倒産・解雇 5 生計中心者 3			
出産予定			33				
疾病	20	入院(1ヶ月以上)	13	入院(1ヶ月以上)	13		
		常時臥床・指定難病		常時臥床・指定難病			
		上記以外		上記以外			
障害	身体障害	20	1・2級	20	1・2級		
			3級		3級		
			上記以外		上記以外		
	精神障害	20	1級	20	1級		
			2級		2級		
			3級		3級		
	知的障害	20	①・A・B	20	①・A・B		
			C		C		
看護	20	常時臥床の親族を看護	10	常時臥床の親族を看護	10		
		通所・通院の付添い週5日以上		通所・通院の付添い週5日以上			
		同週4日以上		同週4日以上			
		上記以外		上記以外			
介護	20	要介護3~5	20	要介護3~5			
		要介護2		要介護2			
		要介護1		要介護1			
	18	週3日以上介護保険サービス利用あり	18				
災害復旧	50		50				
就学	就学中	18	職業訓練	4	18	職業訓練	4
	就学予定	11			11		
不存在	別居	24	離婚調停中 拘禁中等 証明あり	20	24	離婚調停中 拘禁中等 証明あり	20
	不存在	60			60		
計				計			

調整指数1(保育状況)		区分	指数
記載なし			0
委託	認可保育所、認定こども園(保育所部分)または特定地域型保育事業を利用中		5
	幼稚園に通園中		7
	家庭保育室に委託中(ベビーシッター等含む)		7
	ナースリールームその他の認可外保育施設に委託中		7
	保育施設の一時保育を利用中		7
	事業所内保育施設に委託中		7
	養護施設等に入所中		15
保護者が保育	自宅にて保育		2
	自宅外にて保育		3
	育児休業中・産前産後休暇中		6
	認可保育所、認定こども園(保育所部分)または特定地域型保育事業を利用してはいたが、保護者が下の子の育児休業を取得することに伴い、自主的に退所した児童の再入所申込みおよび、同時申込みの兄弟姉妹		11
保護者以外が保育	祖父母・その他の親族が保育		3
	知人が保育		4
	勤務先にて保育		5
計			

調整指数2(加算状況)		区分	指数
		市内の乳幼児保育所・地域型保育事業所・定期保育 卒園児	5
転園	転居・勤務地の変更	2	2
	在園施設の移転・廃止・統合・民営化		
	兄弟姉妹が在園する保育施設への転園		
	市外委託先から市内保育施設への転園		
	市外からの転入予定で、現在居住地の認可保育施設在園の新規申込み		2
	在園施設の廃止により弟妹が同一園希望不可		2
		生活保護等受給世帯	5
		単身赴任中	4
		保護者に、主たる事由以外に1つ以上要件を満たす事由あり(条件あり)	1
		保護者が保母士・保育教諭で、市内保育施設または幼稚園※に勤務中または採用予定	9
兄弟姉妹	障害児あり	1/人	1/人
	未就学児童あり		
	同一園を第一希望とするもの		
	上記以外		
	未就学児童なしで、小4までの就学児童あり		1
	兄弟姉妹3人以上家庭(3人目以降人数につき1点)		1/人
父方祖父	同居(65歳以上または保育ができない理由あり)	1	1
	別居・不存在		
父方祖母	同居(65歳以上または保育ができない理由あり)	1	1
	別居・不存在		
母方祖父	同居(65歳以上または保育ができない理由あり)	1	1
	別居・不存在		
母方祖母	同居(65歳以上または保育ができない理由あり)	1	1
	別居・不存在		
計			

合計指数
------

状況別優先順位表	
不存在	1
災害復旧	2
疾病・障害	3
出産	4
看護・介護	5
就労中	6
育児休業中	7
学生	8
稼働予定	9
求職中	10
在園者	11
管外委託	12
育休延長希望	13

兄弟同時希望時の意向
①同保同時
②同保順次(上)
③同保順次(下)
④別保同時(同)
⑤別保同時(希)
⑥別保順次(同)
⑦別保順次(希)
⑧その他
( )

※市内幼稚園に勤務中または採用予定の場合は、預かり保育に従事する予定があることを要件とする。  
 ※利用調整は、26条等通知児童かつ市内育成支援児童→26条等通知児童→市内育成支援児童→市内一般児童→市外一般児童→市外育成支援児童→育休延長希望児童の各区分の順に行う。  
 ※異なる家庭状況で同合計指数の場合は「状況別優先順位表」の順により選考する。  
 なお、状況別優先順位が同位の場合は、前年度市民税所得割額(住宅借入金等特別控除等の控除前の税額)の低い世帯から選考する。